

2021年〇月〇日

社員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に関する取扱い

みなさんご存じの通り、全国民が新型コロナウイルス感染症のワクチン接種ができるように、厚生労働省を中心に対策が進められています。今後、社員のみなさんにも自治体から接種のお知らせが届き、接種することになるでしょう。

当社ではワクチン接種を推進するために、下記の通り接種に関する事項をとりまとめました。原則、全社員が早期に接種することで、新型コロナウイルス感染症が収束し、通常の業務運営ができることを願っています。

記

1. 接種日当日取扱い

接種日当日は、原則として勤務としますが、接種に必要な時間（会場への移動時間を含む）および接種後に副反応等で勤務が難しい場合については、その時間を**勤務したものと**して取扱います。

この取扱いは、2回の接種のそれぞれについて適用します。なお、この**特別有給休暇**は、**2021年6月〇日～〇〇年〇月〇日までの接種日に限り取得できます。**

2. 副反応が出た場合の取扱い

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、その翌日を中心に一定の割合で接種後に副反応が出ると報告されています。副反応により勤務が難しい場合には、会社まで連絡の上、**特別休暇または年次有給休暇**を取得し、休養してください。

3. 接種日の調整

接種日に関して、同じ部署で多くの方が一度に受けることで、業務に大きな支障が出ることは避けなければならないと考えています。上長は、社員の接種予定日（接種希望日）を把握して、業務にできるだけ支障が起きないように調整をお願いいたします。**また、その場合に、業務の都合により、勤務シフトや就労時間を変更する場合があります。**

4. その他

- 接種に関して、会社は役所との個別調整は行いません。社員のみなさんで調整していただくようお願いいたします。
- ご家族の接種の付き添いについて、休暇等を取得することもあると思いますが、特別有給休暇は社員の接種日に取得できるものです。ご了承ください。
- 接種日後に特別有給休暇を取得した際には、「特別休暇申請書」にて申請してください。その際、接種の事実が分かる書類の添付をお願いします。

以上